

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等防止を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、組織として適時、適切に対応する態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等防止に関する態勢整備、方針・手続・計画の立案・推進、リスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 組織態勢

当金庫は、マネロン等防止の重要性を十分に認識し、その対策に主体的かつ組織として取組みます。マネロン等防止に関する責任者並びに主管部署を定めて、一元的な管理態勢を構築し、関係部署と連携のもと組織全体で取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、マネロン等に関するリスクに対し、リスクの特定・評価及びリスクに応じた低減策を講じるなど、リスクベース・アプローチに基づく適切なリスク管理を行います。リスクの特定・評価及び低減策については、定期的にその有効性を検証し、必要に応じて見直しを行います。

4. 顧客の受入方針

当金庫は、マネロン等に関するお客さま及びそれらを目的とした取引等を排除します。そのために、取引の開始・継続・終了の各段階において、適時、適切に取引時確認等を行い、当金庫が顧客管理を実施できないと判断したお客さまのお取引等については、お取引の謝絶等のリスクの遮断に努めます。

5. 疑わしい取引の届出と経済制裁、資産凍結の措置

当金庫は、疑わしい顧客や取引等を的確に検知・監視・分析し、検知した場合には適切に対処し、速やかに当局へ届出を行います。

また、国内外の規制等に基づき、制裁対象者との取引関係の排除、資産凍結等の措置を適切に実施します。

6. 研修等の実施

当金庫は、継続的な研修等を通じて、役職員のマネロン等防止に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に取り組めます。

7. 遵守状況の検証

当金庫は、マネロン等防止に係る諸施策の遵守状況・実効性を定期的に検証し、必要に応じて改善を行い、継続的に態勢整備に努めます。

以上